

閲覧利用に関する Q&A (1)

当館は平成4年に開館し、今年度(平成19年)に15周年を迎えました。節目の年にあたり、これまでの業務を振り返ってみると多くの課題があることがわかりました。その一つが閲覧利用の促進のための工夫です。当館はどんな所で何ができるのか、何があるのかなど、より多くの方々に利用していただけるような工夫が必要です。そこで、「閲覧利用に関する Q&A」と題して当館の利用方法を具体的に紹介します。

Q1 文書館とは何をするとところですか。

主に紙に文字や図等で意思や記録を表現したものを文書(ぶんしょ・もんじょ)といいます。専門職員がその保存に携わりながら、閲覧を通じて活用を図る機関を文書館といいます。

当館は県政の歩みを説明したり、地域・団体・家庭等が自らの歩みを受け継ぐことの大切さと、よりどころとなる文書保存の普及・啓発を目的として新潟県が平成4年に設置しました。歴史的価値の高い文書の保存と活用を通じて新潟県の教育・学術及び文化の発展を図っています。

Q2 図書館と文書館の違いは何ですか。

図書館は公表を目的とした刊行物を収集・活用しています。文書館は必ずしも公表を想定していない1点きりのものを中心に保存しています。

Q3 具体的に「文書」ってどういうものを指すのですか。

公私・新旧の別や内容に関わらず、個人のノート・書状・日記・書画から本・図面・パンフレットのような印刷物・刊行物、さらに写真・フィルム・ビデオテープ・フロッピー・CD・録音テープ・レコード等も含まれます。各時代を記録し、物語っているもの全てが「文書」です。

Q4 文書館では、どんな文書が閲覧できるのですか。

保存年限が終了しても歴史的価値が高く保存が必要な新潟県庁の各課作成文書、新潟県史編さん事業で収集した文書、戦後の小中学校教科書、「新潟新聞」はじめ県内で刊行された主な新聞、地域の歴史を示すいわゆる古文書、写真、フィルムなどが生の

姿で閲覧できます。整理が終了し所定の手続きを経たものから順次閲覧に供しています。

Q5 誰でも閲覧できるのですか。

閲覧証(申請次第発行します)を提示していただければ誰でも閲覧できます。閲覧室備え付けの検索目録等により閲覧申請をして下さい。貸し出しはしません。また、複写可能な文書については、各自持参のカメラを使用するか、閲覧室備え付けの電子複写機、又はマイクロリーダープリンター(いずれも複製文書に限ります)による複写ができます。当館複写機器利用の場合は実費を負担していただきます。

Q6 新潟県の歴史を調べています。まずは『新潟県史』を薦められたのですが、どの巻から読めばいいのかわかりません。

『新潟県史』は通史編9巻、資料編24巻、別編3巻、概説1巻、計37巻あります。時代順に歴史を概説したのが通史編、その事実を裏付ける文書等を掲載したのが資料編です。調べたい事柄がいつごろの内容かが分かっているれば、通史編の該当する巻



『新潟県史』

(原始古代・中世・近世・近代・現代)を見てみましょう。件名は知っているが時代が分からずどの巻を見ればよいか迷う場合もあります。そんな時は『別編1、年表・索引』が役立ちます。例えばその件名が「官員録」だとします。『別編1、年表・索引』で調べると、「官員録⑥634」とあります。凡例によると、これは『通史編6近代一』を見よ、となっています。つまりその巻を見れば探したい内容が記されていますし、その基になった資料についてもわかります。新潟県に関係の深い項目であればこの『別編、1年表・索引』を大いにご活用ください。

Q7 閲覧したい文書はどのように探せばいいのですか。

当館では閲覧したい文書を閲覧請求票に記入・提出していただき、職員がその文書をお持ちするシステムをとっています。その文書の特定には目録の検索が必要です。閲覧室備え付け目録で検索してください。

主な検索目録（閲覧室備え付け）

【新潟県の公文書を探すには】

- ①新潟県公文書簿冊目録（管理委任文書目録）
- ②県治報知・県公報・県報
- ③旧佐渡郡役所文書

（旧相川県・佐渡郡役所・佐渡支庁）

- ④新潟県統計関係文書（「新潟県統計書」など）
- ⑤新潟県会議事録（マイクロフィルム）
- ⑥新潟県神社・寺院・仏堂明細帳

【地域の歴史を記した文書を探すには】

- ①各市町村別
- ②県全域→新潟県機関所蔵文書など
- ③都道府県別複製文書
- ④中世→新潟県に関する中世文書

【その他】

- ①複製新聞：「新潟新聞」など
- ②マイクロフィルム：「上杉文書」など
- ③戦後小中学校・高等学校教科書

Q8 神社や寺院の由緒が知りたいのですが。

「神社寺院仏堂明細帳（複製）」（明治16年）をご利用下さい。祭神や本尊・由緒などを調べることができます。閲覧室備え付けの目録で検索してください。→詳細を「文書館だより第9号」に掲載しています。

Q9 「新潟新聞」を見たいのですが。

まずは「新潟新聞」の何年何月を閲覧したいのかを明確にしておいてください。上記Q7の〔3. その他①複製新聞〕の目録で調べ、紙焼き・マイクロフィルムに×印がついていなければ当館に複製の新聞があります。閲覧請求票に「(例) 新潟新聞 大正5年7月」と記入して、受付職員にお出し下さい。

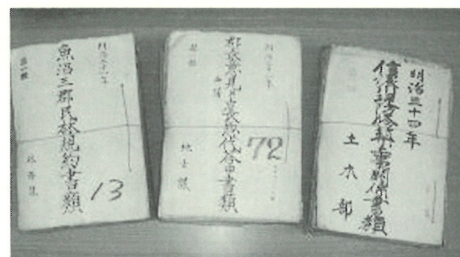


『新潟新聞』（複製）

Q10 「管理委任文書」とは何ですか。

新潟県（本庁のみ）で作成された文書のうち、保存年限が満了したもので各課がさらに保存を必要とすると認めたものを当館が引き継いだ文書のことで。現在、閲覧可能な文書は、平成4～11年度に引き継いだものです。閲覧室備え付けの「新潟県公文書簿冊目録（第1～7集）」で検索し請求してください。なお、閲覧制限がある文書もありますので、ご了承ください。

→詳細を「文書館だより第9号」に掲載しています。



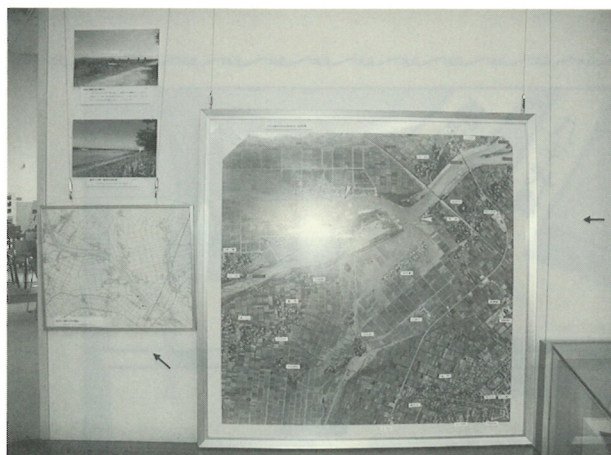
管理委任文書（土木部や地方課など）

Q11 古文書の読み方を教えてください。

いつでもお気軽にご相談ください。専門のスタッフがお答えします（ただし、あくまでも個人的学習への助言の範囲に限ります）。当館では初心者を対象とした古文書解読講座（春季：県内各地、秋季：当館）を毎年開催しています。また、ホームページでもインターネット古文書講座を開設していますので、ぜひご利用下さい。

展示紹介：公文書等にみる新潟県の災害と復興

(平成 19 年 10 月 2 日～12 月 2 日)



8. 28 水害時の加治川破堤付近の航空写真

この展示は、当館の業務を多くの皆さんに知ってもらうことを目的に毎年開催しています。

今年度は、「新潟県立文書館所蔵資料 公文書等にみる新潟県の災害と復興」と題し、「新潟県が作成した文書＝公文書」を中心に、災害やその後の復旧・復興の歩みを示す文書を紹介しました。新潟県は近年も地震・水害・豪雪等による被害を受け、災害は県民にとって常に心構えをしておかなければならない課題となりました。数多くの災害を短期間に経験した今こそ、過去の災害と復興の歴史に学ぶことは、防災の意識や災害を克服するための大いなる示唆を与えてくれるものと感じています。

ここでは、展示した文書を紹介します。出典が記されている文書は閲覧が可能ですので、ぜひご利用下さい。

● 展示資料

災 害 名	展 示 文 書	出 典
三條地震 (文政 11 年)	『瞽女口説地震の身の上』(写本)	F 40 戸頭村谷川家文書
	『三条地震口説』(写本)	F 40 戸頭村谷川家文書
	『越後地震口説』(写本)	F 40 戸頭村谷川家文書
	(越後地震口説のコピー)	CPR シク 越後地震口解
江戸時代の 治水工事	F6-748 乍恐以書付奉願上候 (分水工事についての回答)	F 6 木島村菅沼家文書
	F6-187 西萱場堤通切所水戸場詰出勤中諸手控 (人足書上)	F 6 木島村菅沼家文書
横田切れ (信濃川洪水) (明治 29 年)	『横田切所くどき』(写本)	F 40 戸頭村谷川家文書
	『西蒲原郡横田村破堤復旧工事竣功報告』	
	『明治 30 年県会議決書類』	H92 総財 32 (管理委任文書)
	『明治 30 年県会議決書類』	H92 総財 35 (管理委任文書)
	『信濃川改良工事計画図』	
羽越水害 (昭和 41・42 年)	『昭和 41 年度 7.17 水害関係綴』	H96 農水 13 (管理委任文書)
	(米軍撮影航空写真・昭和 23 年) 加治川上空より	
	(国土地理院発行地形図・昭和 46 年)	
	ハザードマップ (新潟市・五泉市・白根市・小須戸町)	
新潟地震 (昭和 39 年)	「新潟日報号外」・「新潟日報 6 月 17 日」・アサヒグラフ	
中越沖地震 (平成 19 年)	「新潟日報号外」(平成 19 年 7 月 16 日)	

——— 新たに閲覧可能となった文書等 (19.4 ~ 20.3) ———

	請求記号	文書群名 (関係地名)	年 代	点数	備 考
複製	CSD サド	佐渡国内近世文書			63 分冊
受 贈 受 託 等	E9910	中頸城郡百間町新田滝本家文書 (上越市)	元禄 3 ~ 明治 24	1056	再整理
	E0602	新宮璋一氏旧蔵蚕業関係刊行物	明治 19 ~ 平成 10	337	
	F7	南蒲原郡飯田村肝煎小柳家文書 (三条市)	寛文 3 ~ 明治 2	569	
	F39	南蒲原郡飯田村小柳家近代文書 (三条市)	明治 4 ~ 昭和 19	2252	
	F40	中蒲原郡戸頭村谷川家旧蔵文書ほか (新潟市)	天和 2 ~ 昭和 22	2361	
	F65	西蒲原郡三王湊村庄屋田野家文書 (燕市)	寛永 15 ~ 明治 32	500	
	F78	東蒲原郡津川町平田家文書 (阿賀町)	嘉永 6 ~ 昭和 40	2634	
	F78-B	新潟古町通阿部印房経営関係文書 (新潟市)	明治 33 ~ 昭和 期	023	

※太字の文書は解説文があります。

● ^{とがしら}中蒲原郡戸頭村谷川家旧蔵文書ほか

現新潟市 (旧白根市)、2361 点。(古文書 951 点、刊本 1410 点)

天和 2 (1682) 年~昭和 22 (1947) 年

文書群は、谷川家伝来のものと谷川氏が収集したものに大別されます。

谷川家伝来の文書はそのほとんどが明治期のものです。茨曾根村・菱潟村等と争った灌漑関係や、耕地整理時の地籍図等の戸長所有の公的文書があります。地籍図は比較的まとまった形で残っているので、当時の村の様子を知ることができます。また田巻家 (田上町) の支配人をしており、土地関係文書もみられます。

谷川氏収集文書には、新潟市内の浄土宗長音寺旧蔵文書及び刊行物が大きな群れをなしています。古文書は近世から近代にかけての加壇証文及び勘定書です。刊本は仏教書がほとんどです。教学のためか書写本の多いことが特徴です。

その他は購入した県内関係の古文書です。^{せんだ}仙田村 (現十日町市 [旧川西町]) の取立帳、中村 (現南魚沼市 [旧塩沢町]) の^{さんざみょう}勘定書、三木明村 (小千谷市) の質地証文が比較的好くまとまっています。

平成 11 年度受託。閲覧は原本のみ。

(請求記号 F40)

● ^{さんのうふち}西蒲原郡三王湊村庄屋田野家文書

現燕市三王湊、500 点。

寛永 15 (1638) 年~明治 32 (1899) 年

田野三右衛門家が所蔵する家伝文書。

三王湊村は近世に村上領燕組に属し、寛永期には

三王湊新田、のちに三王湊村と称しています。また、この地域の悪水溜である日出潟の周辺に位置する 13 か村の 1 つでもあり、同潟の新田開発にも参加し、割地慣行も行っています。

三右衛門家は三王湊村の開基に関わり、初期は同村の田畑を他の 2、3 家とほとんど占有していました。代々三右衛門を名乗っていますが、庄屋名として「三右衛門」のほかに、「長右衛門・為蔵・長蔵・新助 (天保~明治初)、長造・鑑十郎 (明治初期)」がみえます。

主な所蔵資料としては、寛永 15 年から慶応 3 年までの年貢割付状 214 点が揃っています。検地帳では明暦 3 年の検地帳、万治元年・延宝 4 年・元禄 5 年・宝永 5 年・寛政 4 年の新田検地帳。村明細では、正徳 2 年・享保 6 年・明治 3 年の諸色書上帳があります。水利関係では、元禄 12 年の日出潟絵図、文化 3 年の六ヶ江伏替など、明治初年まで掘割普請等に関する文書 20 点余。割地に関わると思われる杵切合附帳約 60 点が天明 8 年から明治 6 年まで約 40 点、明治 11・12 年の明治天皇巡幸の燕地域での対応文書が 20 点、三王湊村絵図などです。

三王湊村の庄屋文書であるため、土地関係を主として村方の状況が推定できます。

平成 14 年度受託。閲覧は原本のみ。

(請求記号 F65)

● 東蒲原郡津川町平田家文書

現阿賀町津川、2634 点。

嘉永 6 (1853) 年~昭和 40 (1965) 年

本文書群は、明治~昭和期の平田次八郎・豊次郎

2代および林業・醸造業に係る平田商店関係文書が中心となっています。

平田家は草倉銅山の権利を古河市兵衛へ譲り、若松に第三十一国立銀行を開きました。同行は後に東京平田銀行となっていきます。また、東蒲原郡一帯に山林を所有し、郡外にも山林集積を努めたようです。

同家文書の関わっている地域は、東蒲原郡はもちろん、福島県会津地方、本県の北蒲原・中蒲原・岩船郡に及んでいます。内訳の概要は、近世文書は嘉永6年の「萬日記」1点、明治期200点、大正期250点、昭和期400点です。

主な分野別では、田畑とくに山林の集積を示す地所売渡証文350点、借用証文300点、地籍図350点（小川村140点、豊実村100点、東川村40点、揚川村10点、岩船郡10点、北蒲原郡20点ほか）、明治中期の第三十一国立銀行及び平田銀行関係100点、商売・金銭訴訟関係50点、所有権・登記申請書類200点、昭和前期の税務申告書類20点、冠婚葬祭関係20点、尺八教本30点、戦後の保護司関係30点があります。それ以外は平田商店の経営資料、草倉銅山、日本食塩会社、日出谷村石材採取権、長走林業合資会社に係る資料、観光地や企業のパンフレット類と平田家歴代と係る書状があります。

保存状態は大半が普通ですが、虫損甚大や密着して開けないものもかなりあります。

平成17年度受託。閲覧は原本のみ。

（請求記号 F78）

●新潟古町通阿部印房経営関係文書

現新潟市中央区古町通6番町、23点。

明治33（1900）年～昭和期

新潟市古町通にあった阿部印房が注文に応じて作成した印鑑やゴム印の印影をまとめて記した印譜帳22冊があります。冊子の形態は折り本と縦帳で、状態が良好でないものもありますが概して保存はよいようです。残る1点は印譜帳の断簡です。

年代は明治期と思われるものが16点、大正期はゴム印帳3点と合わせて4点、昭和期は2点です。注文先から明治～昭和にかけての本県の個人・団体・企業等の名称を確認することができます。

平成17年度受託。閲覧は原本のみ。

（請求記号 F78-B）

●平成17年度文書管理委任の状況

管理委任課	作成年代	点数
教育庁総務課	昭和46年～昭和50年	32
人事委員会事務局	昭和24年～昭和50年	11
病院局総務課	昭和32年～昭和50年	14
港湾空港局東港開発課	昭和49年～昭和51年	42
下水道課	昭和50年	8
砂防課	昭和38年～昭和53年	40
道路建設課	昭和42年～昭和51年	136
用地土地利用課	昭和50年～昭和51年	3
農村環境課	昭和49年～昭和51年	58
農地管理課	昭和39年～昭和50年	7
市町村課	昭和36年～平成6年	70
文書私学課	昭和50年～昭和51年	24
企画課	平成5年～平成11年	3
合 計		448

◆本号で紹介している文書等は、原則としていつでも閲覧ができます。詳細は閲覧室に備え付けの目録をご覧ください。

◆文書等の閲覧は、原本のみの場合は原本を、複製物があるときは、そちらをご利用いただけます。

◆平成16年4月から当館所蔵文書及び複製文書の一部について、閲覧請求記号が変更になりました。（閲覧手続き等は従来どおりです。）

◆取扱い上、特に注意が必要な形態の文書や、閲覧に際して一定の条件を付した文書については、閲覧用目録に「条件公開」の注記があり、別途手続きが必要です。

◆県内所在文書の複製物は、市町村別に分類して記号を付していますが、進行中の合併が一段落するまで従来のままとします。

◆文書等の複写につきましては、郵便や電話等による依頼には沿いかねますので、当館にお越しの上、所定の手続きをお願いします。

編集・発行 新潟県立文書館

〒950-8602 新潟市中央区女池南3丁目1番2号

TEL. 025-284-6011 FAX. 025-284-8737

URL. <http://www.lalanel.gr.jp/npa/>

E-mail. archives@mail.lalanel.gr.jp